

総務大臣 麻生 太郎 殿

統計審議会会長 竹内 啓

諮問第 290 号の答申

**平成 16 年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業
統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について**

総務省は、事業所・企業統計調査（指定統計第 2 号を作成するための調査）の平成 13 年調査の実施日以降の事業所及び企業の基本的な構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所名簿及び企業名簿を整備するため、平成 16 年に事業所・企業統計調査（簡易調査）を実施することを計画している。

また、経済産業省は、商業統計調査（指定統計第 23 号を作成するための調査）の平成 14 年調査の実施日以降の商業活動の実態を明らかにするため、平成 16 年に商業統計調査（簡易調査）を実施することを計画している。

さらに、総務省は、サービス業を営む事業所の経済活動等の実態を明らかにするため、平成 16 年にサービス業基本調査（指定統計第 117 号を作成するための調査）を実施することを計画している。

総務省及び経済産業省は、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施を図るため、これらの 3 調査を、調査票及び調査対象事業所の名簿の一元化等を行うことにより、平成 16 年 6 月 1 日現在で同時に実施したいとしている。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計需要への的確な対応、報告者負担の軽減、調査の円滑かつ効率的な実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の計画の枠組みについて

今回の計画は、「諮問第 265 号の答申 平成 13 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」（平成 13 年 5 月）において、「平成 16 年に実施される簡易調査については、（略）商業統計調査との同時実施によることが適当である。（略）その際、（略）例えば、サービス業基本調査との一元的実施も含めて幅広く検討する必要がある。」とされたことを受けて、事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査を初めて同時・一元的に実施する計画である。

これについては、統計調査の効率的実施、報告者及び地方公共団体の負担軽減を図ることができること並びに平成 11 年の事業所・企業統計調査（簡易調査）及び商業統計調査（簡易調査）の同時実施の経験を踏まえて、調査員の担当事業所数を軽減する等の改善・工夫が講じられていることから、適当である。

2 今回の調査計画について

(1) 3 調査共通

ア 調査期日

実施年である平成 16 年は参議院議員選挙が 7 月頃に予定されており、調査期日を前回（平成 11 年）の同時実施調査と同じく 7 月 1 日に設定すれば、市区町村では調査事務と選挙事務がふくそうし、円滑に調査を実施できないおそれがあることから、今回の調査計画においては、調査期日を 6 月 1 日現在とすることになっている。

これについては、平成 14 年商業統計調査において同一期日で支障なく実施していること及び本年 6 月 1 日に設定して実施した試験調査においても問題が生じていないこと等から、適当である。

イ 調査票様式等

調査票は、A 4 判 1 枚の表・裏両面で、各調査に共通の調査事項を最初に配置するとともに、事業所・企業統計調査（簡易調査）の調査事項を表面に、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の調査事項を裏面に配置した設計となっている。

これについては、全事業所を対象とした調査事項を表面に配置し、商業統計調査及びサービス業基本調査の対象事業所について裏面に誘導する方式を採用しており、記入上の紛れが生じるおそれが少ないこと並びに経理に関する調査事項が裏面に配置される等の改善・工夫が講じられていることから、適当である。

なお、調査票の構成、配色等については、分かりやすく、記入しやすいものとなるように工夫する必要がある。

ウ プレプリント事項

今回の調査において、プレプリント事項を「事業所の事業の種類」まで広げる計画であるが、これについては、3 調査を円滑に同時実施する上で、地方公共団体における産業分類の格付けに係る事務負担を軽減する必要性からやむを得ないと認められる。

ただし、調査内容の正確性を図る観点から、プレプリント内容と異なった状況になっている場合には適切な訂正が行われるよう、調査票の中で明瞭に注意喚起するとともに、調査票の収集時に、調査員がプレプリント内容に関する訂正の有無等を報告者に必ず確認することが必要である。なお、今後の調査に資するよう、プレプリント内容の訂正の状況についての十分な事後検証が必要である。

また、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の調査面である裏面への誘導方式については、様々なパターン別に誘導文を表面の最後にプレプリントすることとしており、分かりやすいものとなっていることから、適当である。

エ 本社等一括調査

平成 14 年商業統計調査における本社等一括調査の実施企業を主な対象として、本社等一括調査の方法を採用することについては、調査の効率化及び報告者の負担軽減等に資するものであることから、適当である。なお、平成 14 年商業統計調査の経験を踏まえて、本社等一括調査の対象事業所名簿を地方公共団体に早期に提供する等の改善を図ることが必要である。

また、本社等での事業所情報の一括管理が今後進展することに伴い、企業側から本社等一括調査による調査の実施の要望が出てくることも予想されることから、事業所・企業統計調査について、情報通信技術を活用した調査方法の検討と併せ、本社等一括調査の導入の是非も含めて幅広く検討する必要がある。

(2) 事業所・企業統計調査（簡易調査）

ア 調査対象範囲

今回調査の対象事業所は、「甲調査」の対象である民営事業所であり、独立行政法人等については、このうち、平成 13 年調査において「甲調査」の対象であった特殊法人・認可法人から独立行政法人等に移行したもののみを調査対象とする計画である。

これについては、①平成 13 年調査との継続性を確保していること、②調査期日である平成 16 年 6 月 1 日は、独立行政法人等への移行の過渡期であり、その状況を見極めた上で独立行政法人等の扱いについて判断することとしていることから、適当である。

イ 調査事項

調査事項については、新たに男女別の従業者数や「派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人」の数を調査する計画である。

これについては、男女別の統計情報の充実や雇用形態の的確な把握の観点から、適当である。

(3) 商業統計調査（簡易調査）

調査事項については、年間商品販売額の多い順に上位 5 品目別の金額から上位 3 品目別の割合へと記入を簡素化する計画である。

これについては、3 品目とした場合でも、ほとんどの業種において産業分類の格付け上の支障が生じないこと、支障が生じる可能性がある各種商品卸売業等の業種については、平成 14 年商業統計調査の格付け結果を活用することにより対応することとされており、報告者負担の軽減及び簡易調査としての位置付けから、やむを得ないと認められる。

なお、営業時間を調査する設問については、平成 14 年商業統計調査との継続性の確保及び多様化する営業実態をよりの確に把握する観点から、開店時刻及び閉店時刻等を調査する設問に変更することが適当である。

(4) サービス業基本調査

ア 調査対象範囲

調査対象業種に不動産賃貸業・管理業、一般飲食店及び旅行業を追加し、放送業等を除外する計画である。

これについては、平成 14 年 3 月に改訂された日本標準産業分類に基づき精査を行った上で、既存の統計調査で把握されている業種について除外したものであり、サービス業に関する統計の充実及び体系的整備の観点から、適当である。

なお、結果表章に当たっては、前回調査との継続性や産業分類の細分化について配慮する必要がある。

イ 新設事業所の把握

新設事業所については、従業者数 30 人以上の事業所のみを対象とし、全国の 6

分の1の調査区で調査する計画である。

これについては、統計精度に配慮しつつ、3調査を同時に実施するという状況の下で検討した結果であり、やむを得ないと判断される。

なお、この点に関して、今回の調査結果の評価を十分に行う必要がある。

ウ 調査事項

調査事項については、「事業の内容別収入額の割合」欄を7欄から3欄に簡素化するとともに、「事業・活動の繁閑の状況」欄及び「収入を得た相手先別の割合」欄の「他の企業・団体」欄の産業別内訳（7区分）を廃止する計画である。

「事業の内容別収入額の割合」欄の簡素化については、結果利用上特段の支障がないことが調査実施部局により確認されていること及び報告者負担の軽減等の観点から、適当と考えられる。また、「事業・活動の繁閑の状況」欄の廃止については、これまでの調査結果により、その傾向は把握できたことから、適当である。

なお、「他の企業・団体」欄については、産業別内訳を廃止することはやむを得ないが、統計需要を踏まえ、「民間」と「官公庁」に区分して把握することが必要である。

3 今後の課題

(1) 従業者概念の整合

事業所・企業統計調査は各種統計調査の母集団情報として活用されており、統計の体系的整備の観点から、今後、事業所・企業統計調査を中心として、統計調査間での従業者概念の整合に向けて取り組む必要がある。

(2) 事業所の的確な捕捉

今後の調査実施に向けて、事業所の捕捉がよりの確になされるように、今回調査結果の検証を含め、行政記録の積極的な活用に向けた検討が必要であるとともに、協力を得られない事業所の把握の在り方についても検討する必要がある。

なお、統計調査への行政記録の活用については、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、平成17年度までを目途に、行政記録の具体的活用方策に関する検討を行うこととされており、その検討結果を踏まえた具体化も強く望まれる。

(3) 3調査の同時・一元的実施の評価

今回の調査計画は、大規模周期調査である指定統計調査3調査を初めて同時・一元的に実施するものであることから、調査終了後の適切な時期に、調査の枠組み等の有効性・効率性、結果精度に及ぼす影響等についての評価を行う必要がある。